

一般社団法人 滋賀県建築設計家協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人滋賀県建築設計家協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、滋賀県建築設計家相互の研修によりその業務の改善と社会的地位の向上に努め、もって建築文化の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築の設計及び工事監理の技術的向上に関する研究
- (2) 建築行政業務に対する協力
- (3) 建築の健全な進歩に寄与する対外活動
- (4) 業務秩序の保持に関する施策を講ずること
- (5) 研究会、講演会、見学会等の開催
- (6) 前各号に関する印刷物の刊行並びに頒布
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、滋賀県において行うものとする。

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 滋賀県内に建築事務所登録を有し、建築主の尊敬と信頼を受けるに十分な人格才能経験をもち、この法人の事業に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 建築に関する技術、資料その他の分野の事業を営む者であって、この法人の事業に賛助する個人又は法人

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、正会員 2 名の推薦を得て所定の入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、賛助会員になろうとするものは入会金を要しない。

(入会金)

第 7 条 入会金は 5 万円とする。

- 2 会員の入会は、入会金を納めたときに効力を生ずる。

(会 費)

第 8 条 正会員は、会費として基本会費・事業会費を毎年度初めに前納しなければならない。

- 2 基本会費は年額 45,000 円とする。
- 3 事業会費の年額は正会員の業務上の管理に属する者の数に 6 千円乗じた額とする。

(賛助会費)

第 9 条 賛助会員は、賛助会費として年額 3 万円を毎年度初めに前納しなければならない。

(納入金の返還)

第 10 条 会員は本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることができない。

(任意退会)

第 11 条 会員が退会しようとするときは、会費を完納したうえ、退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条又は第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(請求権の喪失)

第14条 会員が資格を喪失したときは、既納の金銭その他の法人の資産に対する一切の請求権を有しない。

(業務の規定)

第15条 会員の業務に関する事項は業務規定でこれを定める。

(資料の提出)

第16条 この法人は会員の業務に関する調査を行うため会員に対して必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 会員は前項の規定によって資料の提出を求められたときは、これに協力しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第17条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第19条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 総正会員数の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招 集)

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、総会の日々の5日前までに総会の日時及び場所、目的である事項があるときは、その事項その他法令で定められた事項を正会員に対して書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第21条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第22条 正会員は総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第23条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 以上 11 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、会長以外の 2 名以内を副会長とし、1 名を専務理事とし、1 名を常務理事とすることが出来る。
 - 3 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事は正会員（法人においてはその代表者とする。）から総会の決議によって選任する。ただし、理事 2 名を超えない範囲で正会員以外の者から選任することができる。

- 2 監事は正会員（法人においてはその代表者）から総会の決議によって選任する。
- 3 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、副会長がその業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員責任の免除)

- 第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第33条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長はこの法人に特に顕著な功績のあったものにつき理事会の決議を経て任期を定めた上で、会長が推戴する。
 - 3 顧問は学識経験の有るものの中から理事会の決議を経て任期を定めた上で、会長がこれを委嘱する。
 - 4 参与はこの法人の運営のため永年にわたって尽力された会員のうちから理事会の決議を経て任期を定めた上で、会長がこれを委嘱する。
 - 5 顧問には報酬を支払うことができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 36 条 理事会は必要に応じて会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(公益目的支出計画実施報告書)

第43条 会長は、毎事業年度、法令で定めるところにより公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事の承認を経て通常総会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金の分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑 則

(細則の制定)

第50条 この定款の施行について必要な細則は理事会の決議を経て別に定める。

(委員会及び委員)

第51条 この法人は事業の執行上必要に応じ、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

- 2 委員は正会員のうちから理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、中山 正勝 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。